

Title	日本に於ける捨子の研究(承前)
Sub Title	
Author	徳田, 彦安(Tokuda, Hikoyasu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.1 (1929. 3) ,p.27- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290300-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本に於ける捨子の研究 (承前)

五 捨子と迷子との關係

捨子と迷子とを如何に區別するか、極めて常識的に考ふれば、迷子たる以上は、既に相當の年齢に達して、歩行も可能なる状態にある子供を指すのである。然し乍ら、年齢ばかり長じてゐても、その子供が病弱にして、總ての點に於て年齢相應に發達してゐない場合もあらう。或はその反對の場合もあらう。かゝる場合に、これを捨子として取扱ふか、或は迷子として取扱ふかは、容易に決定せらるべき問題ではない。吾人は、本章に於ては迷子に就て、説明するのではない。只吾人の概念を明かにせんが爲に、徳川時代の捨子と迷子との異同、及び兩者の相互關係を瞥見しようと思ふ。先づ當時の捨子と迷子に關する規定を敘述するのが順序であらう。迷子に就ての規定は、捨子程多くは出てゐない。元祿、享保時代には

一、迷子は大切に養育いたし尋來もの江引渡證文取之若何方之もの共不相知候ハ人相年齢着服等委

細ニ認建札いたし置貫人有之候得ハ糺之上其段可伺事

但都而三歳位より以上迷子之取斗ニ有之候御府内札懸場内に候得は芝口河岸江札建可申定例ニ而是
は奉行所取扱也

としてある(註一)。もし迷子があれば、その迷子の様子を詳細認めた札を建置き、親の尋來るを待つ。貫
人があれば相糺して其段を伺ふのである。右によれば、三歳以上は、迷子の取扱にするとしてあるが、
捨子と雖も、三歳以上のものも、かなり多いから、その間には兩者の範圍が相交又する。而して札は奉
行所によつて扱はれた。天明三年には迷子の尋人なく、之を貰ひ度しと願出た件あり(註二)。

天明三卯年十二月十日言上帳書拔

一、淺草山之宿町月行事次兵衛申上候町内往還二四歳斗相見候女子附紐有之候木綿花色赤横嶋布子を
差し迷ひ罷在候を昨夜五時見出候ニ付名住所相尋候得ハ千住之由申ニ付右千住宿所に相尋候得共一向
相知不申候此段爲御訴申上候由右之次郎兵衛五人組佐五兵衛名主三郎左衛門煩ニ付代佐兵衛申來ニ付
養育致置追而尋來候者も有之候ハ、可訴出旨申付之

右迷子同町又兵衛店與十郎儀養子ニ貰受度旨雙方一同今日訴訟申出ニ付願之通翌辰年壬正月三日申付
之

右之女子昨夜より俄ニ蟲相煩候處養生不相叶今曉七時病死致候旨右之者共同年八月廿九日訴出ニ付爲

檢使此方より葛岡數右衛門信濃守方より中山伴五郎罷越改申候

右一件同日召出吟味之上死骸片付候様申付之

當時は檢使先ハ不遣候事(朱書)

この訴狀により見れば、往還の迷子は捨子と同様に、月行事が訴へ、その迷子を尋來るものなければ、捨子の如くに町にて養育致置、追て尋來る者あれば、又訴へ出づべき旨を申付られる。養子は雙方より訴訟申出れば許可するが普通である。養子に貰ひ請けてから病死した時は矢張り訴へ出る。上記天明三年の際は檢死を遣してゐるが、朱書により貰ひ請けた迷子の死亡に付怪敷儀がなければ、當時としては檢使を遣さなかつたと解すべきである。かくして迷子の取扱方は捨子と大差はない。迷子を尋來る者なければ、それは最早や捨子と區別する必要もなく、且區別も困難であるからであらう。迷子を尋來る迄一時町にて養育の義務があつた事は、寛政三亥年六月「他町より迷子連來訴出ニ付相糺候處兩町持ニ而養育致置度旨申立」た事がある。事件は神田塗師町祭禮の砌迷子あり。松屋町のもの之を見て、群集の中、もしや怪我でもあつてはとて、自己の居宅前へ連參り、身寄の者尋來るかと差置いて、誰も尋來るものがないので、塗師町の町役人へ掛合ひしに承知せず、松屋町からは兩町持にすべしと争ひ、遂に糺の上、兩町持となり「兩町之懸リニ而入用出銀差出」す事に決定し「兩町ニ而入念養育致置追而貰人茂有之候ハ可訴出」旨申付けられたのである(註三)。迷子を町にて引請ける事は、町にとつては負擔で

あるから、これを成可く引請けざらんとしたのである。寛政拾壹末年五月には迷子の訴に付根岸肥前守より土佐守への伺書あり(註四)。

折上

土佐守殿

根岸肥前守

是迄迷子有之訴出候節養育致置貰人茂有之候ハ、可訴出旨申渡置芝口懸ケ札致候例格之由然處右之通申渡置候而者尋來候者無之候得は無際限町内ニ養育致置候事與而已町役人は可相心得哉勿論先例相糺候處右之通申渡置候後貰人有之趣訴出其通聞濟捨子同様之取斗有之候然上ハ以來右躰迷子届訴出候得は右定例之通申渡追而貰人有之候ハ、是又可訴出旨も申渡可然哉既當二月六日迷子拙者御役所江訴出本文之通申渡其後其儘ニ而何之訴も無之候是等茂呼出貰人も有之候ハ、可訴出旨可申渡哉及御相談候

四月

御書面之趣何之存寄無御座御同様可致候

未五月

小田切土佐守

根岸肥前守の主旨も、前掲寛政三年の争の主旨と同様、迷子を町にて尋來る迄、際限なく養育して置く

事は少からず迷惑であるから、迷子の養育を申渡す時に貰人もあつたならば、又訴へ出づべしと申付けかくて貰人がある旨届ければ、願の通遣はし、以て町の負擔を出來得る限り輕減し度いといふに外ならない。

上述せし所により、捨子と迷子との關係は、大體明かになつた事と思はれるが、尙右に述べたものが原則といふ譯ではない。例へば、迷子を三歳位より以上とするに對して、事務取扱心得(註五)には、「三歳迄は捨子、四歳よりは迷ひ子と申傳のよしには候へども、夫にもかぎるまじく候、六歳にても足などもよごれず、又は不歩行等にて外より來り候やうすにもこれなく候はゞ、捨子と申事に可有之哉」とあるによつても、必ずしも三歳を境として捨子と迷子とを區別したものはいへない。又同書(註六)に、

迷ひ子は辻番所又は組合年番月番屋敷へ入置養育いたし置尋來候ものも有之候ハゞ證文取渡し可_レ遣候尋來候もの無_レ之候はゞ年頃または物を申候哉否相認め向寄御目付中様へ御届可_レ申候追而町所親の名前等も申候て早速相糺し其段尙又申上御差圖受取計可_レ申候事

と見える。而して記事條例(註七)を窺ふに「文化十五寅年四月廿五日永田備後守受取下ケ札付同五月二日達」にて「捨子迷子之譯並取斗方之儀御勘定奉行より問合ニ付挨拶」あり、伺の要旨は、迷子取斗方の儀、明和七寅年松平對馬守御勘定奉行勤役の節御先役牧野隅州へ問合せた時には、三歳位より以上は迷子の取斗にて、其所より訴出たならば、大切に養育致し、追て貰人あれば訴出づべく旨申渡し置き、貰

人があつた折町役人差添願出たならば、吟味の上願の通申付る様にとの挨拶があつたが、貰人なき節の取斗方は解らず、御目付方の振合にては、前記事務取扱心得の取斗もあり、且全くの迷子は非人へ渡されるとも聞いてゐる、一體何れが是か非か分り兼ねるから一應御尋ねするといふのである。之に對して左の如き下ケ札あり。

下ケ札

(上略) 御紙面之趣致承知候然處三歳以上ニ而も虚弱ニ而歩行致兼候小兒又は全、捨子與相見候小兒も有之候間一筋ニ三歳以下を捨子三歳以上を迷子と之差別も難致其節之様子次第之儀ニは有之候得共先は壹人立ケ成ニも歩行可相成小兒を迷子與見込芝口江掛札いたし訴人江は大切ニ養育いたし置尋來候もの歟貰人も有之候ハ、可訴出旨及下知其町内江預ケ置候儀ニ付貰人無之節は其所ニ而養育いたし成人之上身分付可遣筋ニ有之候得共其節ニ貰人有之其所ニ而身分付遣候由之書留も無之是迄非人江遣候儀は無之候此段及御挨拶候

寅五月

永田 備後守

岩瀬 加賀守

この榊原主計頭、出殿紀伊守より永田備後守、岩瀬加賀守への問合の挨拶によれば、捨子、迷子の差別は、必ずしも年齢のみによる事は出来ないから、先づ普通には、子供が一人で歩行し得るか否かの標準を

以て、兩者を區別すべく、尋來る者もなければ、成人する迄町にて養育致置き、成人後身分片付る筋合のものであると云ふのである。これによるも、三歳を以て捨子迷子の差別の標準とするのが一般であるとは云へない。又文政九戌年曾我豊後守遣「野州乙女村迷子見分吟味伺」に、拾五才になる女、二三歳の頃兩親と共に稼の爲國を出でしも、親の名、村名も覺えず、母は死し、後妻の世話になり居る中父も死し、後妻にも離れ放心せし者に對し、「書面せき儀放心いたし候躰ニ而出生之生國も不相覺手掛り等も無之建札いたし被置候上は六ヶ月見合尋來もの無之上へ伺之通名主覺左衛門方江引取養育之儀龜略無之様心付人別入之儀可申上旨申渡一同證文取之可被差出候」(註八)との下知あり、迷子六ヶ月間尋來る者なき時は其所にて養育し、人別に加入されたのである。然るに、慶應四辰年には、「迷子之義日數十日程も相尋彌住所不相知分は訴出次第本文同様(捨子同様の義なり)可申付候」(註九)とある。これ等の例によれば、子供を迷子として置く日數も、時と處により一樣でなかつた事が解る。之を要するに、捨子迷子の差別は、非常に困難であつた事だけは首肯し得る。然らば、吾人は捨子、迷子の區別、及兩者の相互關係は、何處に尋求すべきであるか。思ふに、吾人は上述諸例よりして次の記事條例(註十)に掲ぐるものが、當時の一般的原則と考ふるも差支はないと信ずる。即ち

A. 捨子迷子の差別に就ては、

一、捨子迷子之差別壹人立相應ニも歩行致し候躰ニ候ハ、可爲迷子歩行も難成躰之小兒ハ可爲捨子事

但歩行可致年齡ニ相見候得共虛弱ニ而歩行仕兼候ものハ可爲格別尤言語之様子ニも可依事ニ候
B. 兩者の相互關係に就ては

一、迷子訴

下知(朱書)

養育致置尋來者有之候歟

又は貰人も有之候ハ、可訴出

右訴方は捨子(中略)同様之事

一、右訴出候ハ、芝口江掛ケ札差出候事

一、右迷子尋來候者茂無之貰人有之雙方一同願出候節貰人在方之者ニ候ハ、里數之限有之候事(但、略)

一、迷子拾歳迄之異變有之候節訴方等ハ捨子ニ可准事

一、捨子を貰又外之者江遣候儀ハ不相成筈ニ付迷子も右ニ可准事

右の如く捨子、迷子は、(一)歩行可能なりや否や、(二)年齢、(三)年齢と身體發育の完全、不完全、(四)言語其他の事情等の標準によつて區別すべく、捨子、迷子の相互關係に於ては訴方、取扱方共に捨子の場合に準じ、只迷子は掛札をなす等の差あるのみである。而して迷子の貰人が在方の者なるとき、里數制限の問題は、記事條例には規定してないが、恐らくこれも捨子に準ずと解するが正當であらう。

(註一) 公裁隨筆、二之卷、

(註二) 記事條例六十一、迷之訴之部可屬書付之内、

(註三) 同前、他町より迷子連來訴出、

(註四) 諸事留帳(自寛政四年—至享和二年)九、

(註五) 事務取扱心得、捨子之部、

(註六) 事務取扱心得迷ひ子之部

(註七) 記事條例、追加(六十三)

(註八) 類例秘策、三卷、

(註九) (註四)と同書、但書、

(註十) 記事條例、六十一、捨子訴之部、及び迷子之部、

六 結 論

吾人は、第三章及第四章に於て、徳川時代の捨子の形式を観察したが、本章にはこの捨子なる事象は凡そ如何なる性質を有するものであるか、捨子なる事象は當時の社會的目的に對して、如何なる關係を有したかを、考察しようと思ふ。

吾人は、徳川時代の捨子を觀察の結果、大別して六つの場合に行はれた事を知り得た。即ち(一)恥辱の念、或は責任心、(二)自利的感情、或は情誼の念、(三)迷信、(四)義理、體面、(五)我儘、(六)經濟的事由等に基いて捨子が行はれたのである。然らば、右の六つの事情の一つ、或は二つ以上を具備せる時には、親は親自身の感情、又は意思を以て、子を放棄するのであらうか。各の親は各自に固有な意思を以て、子供を放棄するのであらうか。吾人はこの問題に入るに先だち親子の關係に就き一言し度い。

親子の結合は、その根本的關係に於ては、愛着的結合である。結合それ自身を目的として結合してゐる。その間に、何等の利益的分子を含まない。換言すれば、親子は利益を獲んが爲に結合してゐるのではなく、結合せんが爲に結合してゐるのである。従つて譬へば親子の結合に利益が伴ふとしても、それ

は結合それ自身の結果であつて、決して最初よりの目的ではない。親子が親子として共同し、結合するのも、相互の共同其自身、結合其自身に執着してゐるのである。故に親子はその何れか一方が他の者により一層強く結合する様に誘はれない限り、又親子の結合を妨害する事情がない限り、親子は自然的に結合する傾向をもち、その結合を自然的に持續せしめ、その結合を益々強める様である。親子の結合の最も根本的なものは右の如く、愛情を結合の紐帶とするのであつて、他の目的追求め爲に生じた便宜的なものではない。親子の結合がかくの如く、根本的關係のみによつて保たれてゐるとすれば、徳川時代の如く親が子供を放棄したり、或は殺したり、或は勘當久離したりする事は、如何にして説明し得るであらうか。親が子供の意思如何を顧みず、かゝる行爲を爲し得るのは如何なる理由に基くのであらうか。而もこれ等の事象が社會事象として存在するのは何故であらうか。親子の結合が單に愛着的結合のみであるとすれば、社會事象としての捨子、殺兒、勘當、久離等は説明出来ない様である。然らば捨子の事象の根據は何處に求めたらよいであらうか、それは前に述べたる如く、親自身の意思否夫の親に個有なる權威に基くのであらうか。今吾人は、この親が特定の個人として、子に對してもつ權威といふ方面より、捨子の事象を考察して見よう(註一)。

親が特定の個人として子に對してもつ權威は何によるのであるか。吾人はこれを、第一、親が子よりも年長である事、第二、子の幼少なる間は親は體力、腕力に於て子よりも遙かに優つてゐる事、第三、

親は子よりも年長である結果、知識經驗に富んでゐる事等によるものと考へる。即ち子の幼時は親はあらゆる點に於て優越してゐる。子供はこの優越せる親に對して、服従心、尊敬心を起し、よく親に服従する、親が子供を自分のものであるかの如く考へるのも、此時期である。けれども一方子供は絶えず成長してゆくから、從來親子間に存在した差異は次第に縮少するであらう。が、他方親の體力、腕力に於て、或は知識經驗に於て、優りたる記憶は親の權威を合理化せしめられ、親子の支配關係、服従關係は消滅するものではない。親は子に服従を要求し、子は親に服従を要求される。そこで子供が親に一致服従せざる時は、親は個人の要求として子供の服従を求め、求めても従はざれば、親はその子を勘當をしたり、久離をしたりするであらう。親が自己の不義の結果、子供が出生した場合には、親は自身で世間に對する恥辱の念より、その子供を或は殺したり、或は放棄したりするであらう。否、時としては、出生以前に殺す（所謂墮胎する）であらう（註二）。併し斯様に子の服従を望むとか、親が子を自己の恥辱の念の犠牲にするといふ様なことは、夫々個々の親、家長若くは家族の要求であり、従つてかゝる要求に刺戟されて出來た捨子其他これに類する事實（勘當、久離、墮胎、殺兒等）も、亦個々の親、家長、若くは家族がとる所の個人的要求に過ぎない。然るにこれ等の事實が社會全體に共通であり、慣習として存在し、要求されるのは何故であらうか。この様な個人的要求や、傾向があるからとて、直ちに捨子が社會事象として存し、社會的に要求せられるとは限らない。して見ると、この捨子といふ事象が慣習とし

て存する爲には、尙外に別な社會的必要があるのではあるまいか。換言すれば社會事象としての捨子は親が特定の個人として子に對してもつ權威、或は要求のみからは、十分に説明が出来ないのである。

吾人は本章の初に、親子の結合を其最も根本的關係に就てみれば、愛着の結合であると云つた。而して親子の結合は、この自然的結合だけで永續するであらうか。否純然たる愛情關係にのみ委せて置いたならば、親子の結合は、恰も動物の親子に於けるが如くに、自然的に結合し、自然的に分離するであらう。この自然的なる結合は、永續性を缺き、稍もすれば弛緩し易い。この結合を出来るだけ弛緩せしめない爲には、複雑な文化をもつ人類は親子の結合、親子の相互扶助をなすべき事を各民族の作る社會的 necessary に應じて、これを社會的要求として強制する。かくして親子の結合は自然的のみに人爲作用を加へらるゝに及んで、より一層強められるのである。この人爲作用の加へられる程度、態様は、文化の異なるに従ひ、各社會の慣習の異なるに従つて必ずしも一樣ではない。徳川時代に於ける捨子の事象を、特定の親の個人的要求からのみでは説明出来なかつた吾人は、こゝに於て説明の根據をこの所謂人爲作用に求めるのである。先づ吾人は便宜上この人爲作用なるものを、(一)法規上の捨子、(二)慣習上の捨子の二に分けて説明する。

(一)法規上の捨子、

吾人が法規といふものの中には、徳川時代に捨子に關して發せられた「觸」又は「達」等をも包含す

る事は、言を俟たない。否「觸」又は「達」が、その中の主要部分を占めてゐる、といつても不當ではない。然らば、この法規の上に現はれた捨子は、如何なるものであつたか。これは吾人が第四章に詳述したるを以て、こゝにそれを再び記す迄もなく明白である。即ち徳川時代には捨子は法規上禁制されてゐたのである。捨子をしたものは罰せらるゝを常とした。捨子の處置に關する法規は、徳川中葉以後は實に精細を極めた。故に當時或は廣き區域に亘つて、捨子者の見張を十分にする事は、實際上不可能であつたとはいへ、もしこれ等の法規が效力を有つてゐたとすれば、徳川時代には、捨子は斯程多くなかつた筈である。然るに事實はこれに反し、元祿以後は捨子禁止の法規の盛に出されたにも拘らず、捨子は愈々増加してゐる。度々發せられた「觸」又は「達」にも「捨子は禁止の所尙止まざるは不埒」であると云はれてゐるのは、吾人が第四章に示した通である。此事實は抑、何を物語つてゐるのであらうか。之は云ふ迄もなく、當時の捨子禁止の法規の實際上の效力がなかつた事を現はしてゐるに外ならない。換言すれば、捨子禁止の法規があつても、尙他にこの禁止の法規を無視して迄も捨子をせしめる或有力なる力が存在したのである。この捨子をせしめる有力なる力が存在したが故に、「觸」や「達」で如何に捨子を禁止しても、豫期の效力を發せず、捨子は、毫も影を失はなかつたのである。果して然りとすれば、この有力なる力とは一體何であらうか。吾人はこれを次の慣習の力であると解する。

(二)慣習上の捨子、

一社會の中で、一部の親が一定の事情の發生（恥辱の念、經濟的事由、義理、體面、自利的感情等はその一例である）する事によつて、子供の放棄を敢てするものある時、それがその社會に害を及ぼさず却て有利であり、且親自身にも都合のよい場合には、社會の他の成員は之を認容する。そしてそれと同じ事情の下にある者は、人の行ふといふ事に一種の慰安を感じて、子供を放棄するものあるに至る。かくして集團をなす人々は、各々が親たる地位にある事より親たるものゝ要求を満足せしめる様な、子供の放棄を強行する慣習を社會的に認めしめ、集團の權威により之を強制せんとする。親が子供を放棄する事を、社會的秩序維持の必要に出づるものとして、一般的承認を求める様にし、社會的慣習として之を個人に要求し、是認するやうになる。子供の放棄を親の子に對する權利とするやうになる。捨子を集合表象として集團の權威により要求する。親の意識に投影される總ての觀念信仰は、集合表象であつて、これに基いて親の子に對する態度は發現される。この集合意識は、個人の意識の中に現はれるのではあるがそれは個人をして特徴あらしめる所の、純個人意識とは全く別のものである。親の子に對する態度、要求、更に親が子供を放棄するといふ事が、かゝる集合表象に基いて決定される限りに於て、親の子に對する態度、要求、捨子等に共通性、一様性を帯びるのである。親子の結合にしても、社會事象としての捨子にしても、その結合を永く維持せしめ、その捨子を敢て決行せしめる超個人的條件としては、個人に所屬する社會の勢力、各人が構成してゐる集團の威力と云ふものが考へられるのである。我國に

於ける捨子の事象は古くより存在し、徳川時代に始めて起つた事象でないことは、本稿の初頭に述べた所である。即ち我國の捨子の事象は、中古の社會に既に慣習として存し、それが徳川時代の社會に慣習として承繼されたのである。然も徳川時代は舊來の慣習の墨守にこれ努め、新奇を厭へる結果、前代よりの捨子の慣習の存續する理由は、十分にあつたと云はねばならない。加之、當時この捨子の慣習を支持するものには、種々のものがあつた。就中、特に前者に劣らず重要なものは、親子の服従關係の嚴存である。吾人が第二章に一言せし如く、徳川時代は子は親に服従する事を社會的に要求せられ、一方親は「子のことは親次第たるべし」とか「親が子をくゝりせつかんするに誰何といはん。汝等がしる事にあらず」(註三)といふ様に、親の意思は尊重せられ、親權の強大であつたといふ事は、親の子に對する態度如何を表現してゐる。従つて、この時代には勘當、義絶、久離、殺兒、墮胎といふ様な事象は、社會事象として存在し、默認されてゐたのである。徳川時代が、かくの如き社會なるが故に、獨り捨子の慣習のみが、單なる法規を以て禁制すべくもあらず、否これ等の慣習の存在は益、捨子の慣習をして力あらしめ、持續せしめた所以であつたのである。もし捨子の慣習を法規で禁止せんとすれば、同時に他の社會的慣習たる勘當、義絶、久離、殺兒、墮胎等を滅失させなければならぬ。他のこれ等の慣習に對して默認的態度をとる以上、捨子の慣習のみを禁止せんとしても、それは到底不可能であつたのである。云ひ換へれば、徳川時代の社會形態に變化を來さなかつた限り、これ等の慣習は依然として存在する理

由を具備してゐたのである。捨子の慣習が徳川時代に存した理由はかくの如くである。然るにも拘らず幕府が獨り捨子のみに就て、初より禁制的態度をとり、捨子に關する細則を設けたのは何故であらうか。思ふに、これは捨子の養育の問題から離して考へる事は出来ないであらう。幕府は、この捨子養育問題には、非常に苦心をした事は歴然たるもので、如何にして捨子を處理するかは捨子の中心問題であつた。殊に諸種の事情より、諸民困窮せる時に當つて、捨子を町、村全體の負擔にするといふ事は、由々しき問題たらざるを得なかつた。幕府が捨子を禁止した所以は、一にこの捨子養育の問題があつたからであるともいへるであらう。この事は捨子に關する規則を見れば、その中捨子養育に就ての定めが大部分を占めてゐるによつても理解し得られる。反面からいへば、捨子をした者に關する規定は極めて僅かであつてそれも確定的のものではなく、時と處とに應じて制裁の度を異にしてゐた。これによつて之をみれば、徳川時代に捨子を禁止したのも、實は捨子の養育問題が背後に存在するが爲であつて、親が子供を放棄するといふ事或は一定の事情の生じた場合に子供を放棄するを得るといふ親の權威、又は地位を絶對的に否定したものでなく、否寧ろこれを認容はするが、只々捨子の養育といふ問題が控へてゐるから、捨子を相對的に表面的に禁止したに過ぎないと解するが正當ではあるまいか。尙右の吾人の立言を裏面より考察する事も可能である。即ち捨子を生命に關らないやうに、町、村にて養育したのは、一面に於て、捨子を保證してゐる様なものである。捨子を親以外の者が養ふといふ事は、親の代りに捨子を

養つてやるといふ意味を包んでゐる。之を強ひて云へば、一定の事情の下にある親に、子供を放棄する事を暗々裡に認めて、かゝる場合に捨てた子供は、他の者が養育してやるといふ事を裏書してゐる様なものである。かゝるが故に、親は一面には、自己に與へられたる權威により子供を放棄し、他面には他の者によつて養はれるといふ事を豫想して之を捨てる者が頗る多かつた。かの「夢の代」の作者をして（註四）

江戸ニテ薩州ノ門前ヘ捨子セシニ、直チニ大川ノ橋ヨリ川中ヘ投ゼラレケレバ、ソノノチ再ビ捨ツルコトナシ、仙臺ノ門前ヘ捨子セシニ、直チニ取アガテ介抱セラレ、錢ヲ添ヘテ百姓ニ養ハセラレケレバ、有難ガリテ、度々捨テシト云フ話アリ、コレラハ不仁ニ似タリト雖モ、一度殺シテ再ビ犯サシメズ、仁愛ニ過ギテ又犯スト同日ノ論ニアラズ

と叫ばしむるに至つたのも、敢て不思議とはいへないであらう。

かくの如くして、徳川時代には捨子の慣習は十分なる存在理由を有つて存在した。従つて、この慣習は一種の強制力を有ち、集團の成員をして之に従ふ事を餘儀なくせしめる。個人の外部から、集團全體の威力をもつて個人に服従を強制する。個人はこれに服従せざるを得ざらしめられる。この集團の威力があるが故に、捨子に關して、社會の成員間に、共通性、一樣性があり、社會の成員間に一樣性があるが故に、集團の成員相互の間に連帶を生ずる。その結果、もし親が一定の事情の生じた場合に、この捨

子の慣習——集團の要求——に従はなかつたならば、社會はその親を非難し、嘲笑し、親は社會より反對をうけ、苦痛を感じる。此の如き集團の威壓は、明示的な場合もあるが、然らざる場合も多い。何れにしても、その親は、集團から反對をうけるといふ點に於ては同一である。この集團の威壓は、集團の特定個人が、他の特定個人に對して加へるものではなくて、集團が集團であるが故に、それ自體からあらはれるものである。集團の成員は、成員であるが故に、此集團から來る反對を恐れ、個人的意向如何に拘らず、集團の威力に従ひ、集團の成員として、一致の行動を取るのである。この集團から親がうける反對、非難は、「刑罰と同一の效力を有する」(註五)或は時には親は自ら進んでこの捨子の慣習に服従する事もあらう。この際には親は、そこに何等の強制力拘束力を感じない。而して、この様な場合でも捨子の慣習の強制、拘束を否定する事は出来ない。何となれば、この慣習に背かんと試みる時に、その存在と強度とは明白に了解し得るからである。か様にして、親は捨子の慣習の外部的拘束力、強制力によつて、慣習に服従せしめられ、服従せざれば、何等かの報復をうけるのであるが、然し親をしてこの捨子の慣習に従はしむるものは、獨りこの外部的拘束力のみ依るのでは勿論ない。捨子をする事に強ひて背反すれば、し得る場合でも、之を思ひ止まらしむるものは、必ずしも外部的拘束力の強制を受くるのみでなく、内心に一つの拘束力があるからである。もし親が強ひて捨子の慣習に背反し、子供を放棄しないならば、親は常にその際一種の不安と疑懼との情にせめられなければならぬ事實を、看過出來

ない。換言すれば、一定の事情の下にある親が、捨子の慣習に背反して、子供を放棄しない場合には、親の内心に、この慣習を支持せんとする意識が存して、その背反せんとする意識を壓迫し、それに背反せざる様吾人の意識を強制する（この力を、慣習の内部的拘束力とも云へるだらう（註六））。徳川時代に親が子供を放棄したのは、以上の如く、捨子の慣習の外部的拘束力、及び内部的拘束力によつてであるが、さればといつて、これ等の親が子供に對して愛情がないといふ譯ではない。併し、此様な慣習があるが爲に、親も子も其愛情如何に拘らず子供を放棄したのである。

翻つて、徳川時代に捨子が行はれた各々の場合に就て考ふるに、當時最も多く捨てられたのは、親が貧困にして、養育に堪へない場合であつた。この經濟的事由が、子の養育を許さない場合は、既述の如く分つて、一時的貧困と承繼的貧困との二となる。後者は、別に説明の要はないが、前者は、徳川時代には特に輕視し得ないものがあつた。その主なるものは、（一）物價騰貴（就中米價騰貴を最とする）（二）天災殊に飢饉である。今兩者に就て觀察するに（註七）、元祿迄は米價も安く、元祿十二年より追々高くなり、十四年には、諸民苦しみ、都下に賤民多く、十六年には、關東に地震あり、寶永元年には水災ありて米價高く、寶永四年より正徳に至るも低下せず、享保元年より六年迄の間は最も高く、同七年より低下せしも、天保七、八年再び暴騰し、同十七年には、西國、奥州に飢饉あり、明和七年にも大旱ありて高く、天明年間には三年を中心として、奥州、羽州に大飢饉あり、諸民食ふに物なきの有様であつた。

この様に、各年代に亙つて一般人民をして困窮に陥らしめる事情頻々として起り、加ふるに夫々の時代の風俗頹廢等の事情も、之と交叉重複して、徳川時代の慣習としての捨子を、一層力あらしめ、捨子を促す有力なる一要素となつたのである。その中でも、飢饉に際會すれば、各自、自己保存の本能を遺憾なく發揮し、親は捨子の慣習あるに任せて、弱者たる子供を放棄する事が、最も多かつた様である。例へば天明三卯年の奥州飢饉に就て、柴田善伸は米價記の中に(註八)、

此近隣にも家内追々餓死して、親一人むすこ一人のみになれり、時に其父一つの計策を案じ出し、其隣家に行ていふやう、偕も御互に空腹なる事なり我家にも既に家内みなく死うせしに、御覽の如く今は男一人のみ残れり、是も殊の外にかつへたれば、二三日の間には死すべし、とても死ゆくものいたつらにせんよりは息ある間に打殺し食せんとおもへども、さすがに肉親の恩愛手づから打殺しにしのびず、此故に其許を頼申也、我子を打殺し給はらば、其御禮には肉半分を贈申べしと、誠しやかに頼むにぞ、隣家の男大によろこび、半分の肉をだに給らばいと安きことなりとて、やがて有合ける鉈を携行てうちけるに、さなきだに死せんとせしむすこ只一息に息たへぬ、かの頼に行し親傍に見居たりしが……料理して鹽漬にして置て一月ばかりを凌げり、

と記してゐる。飢饉の際には、一方に於て、親が子供に對する養育の義務、親子間の相互扶助、親子間の結合等を社會的に要求さるゝ事最も弱く、他方親の、自己保存の本能は優に、愛子の情に打勝つて、

或は愛子を殺したり、墮胎したり、或は放棄したりしたのである。徳川時代に、捨子に關する規定の最も多く出されたのは、元祿、享保、寛保、寶曆、安永、天明、寛政、文政、天保等の年代であつた。これ等何れも、或は右の如き飢饉、風俗頹廢等の諸事情に促されて、慣習としての捨子が、盛に行はれた事を立證してゐる。幕府も、貧民救助の爲には力を盡し、養育米を給與したり、社會主義的政策を實行した事すら往々あり、萩生徂徠、太宰春臺等も、貧民救助を力説し、地方にも、非人小屋を立て、乞食非人の類を收容した事もあり、享保七寅年には、小石川に養生所を立てられた事も、記録に見えてゐる(註九)。徳川時代の捨子の事象を観察するものは、誰しも親が養育の轉嫁を期待して、捨てたものゝ多かつたといふ事に氣がつくであらう。「子を捨ふ側から親は拜んで居」といふ川柳は、その間の消息をよく穿つてゐる。併し、如何に子の養育を他人に託さんと希つても、捨子の慣習もなく、親が子供を養育する義務を社會的に要求されてゐたならば、親はかゝる行爲を敢てする事は出来なかつたであらう。其外迷信によつて、子供を放棄し、又は親の我儘より子供を放棄するのも、同様に、かゝる事情の發生した場合に、捨子をするといふ社會的慣習が存在し、その慣習によつて要求せられ、強制されてゐるが故に、假令親子の愛情が強く、親が捨てたくない場合でも、捨てざるを得ざらしめられるのである。之に反し、複雑な文化内容を持ち、道德意識をもち、義務の感情を有する人類にあつては、親は、子をその愛情から扶育するのみならず、子を扶育する事を、親の責任であるかの様に感じ、此責任を果さない

時は、親たる資格がないものであると、意識して居る。されば若し親として、子の扶育を怠れば、親は自分自身に一種の苦しみを受け、外部から何等かの壓迫を受けるが如く感ずる様である。この壓迫は外部から加へられ、而して此等親子が所屬する所の團體、又は社會は子を扶育すべき事を親に要求し、親の行爲を監視してゐるのである、かゝる社會にあつては親がもし子供を放棄したり、殺したりすれば、社會を構成してゐる他の成員は親がこの社會的要求に従はず、社會が要求する程度に於て子を保護しなかつた事に對して、親たる愛情の濃厚如何にかゝはらず、此親の態度を非難し、直接又は間接に、一種の壓迫を加へるのである。従つてこの様な社會には、慣習としての捨子もなく、殺兒もない。もし前代より繼承せるものが残存して居ても、それはやがて滅失する運命にあるものといはねばならない、捨子に就て、今一つ著しい現象は、捨子が都市に多く行はれたといふ事である。これは、捨子は都市に於ては村落社會よりも、養育される可能性に富み、捨てた親の誰であるかゝ、容易に知れないといふ事實に基いて居るのであらう。明治、大正の社會でも、明治三十五年より大正十二年に至る迄の間に、各年を通じて最も多いのは、東京府、神奈川、大阪の三に過ぎないのを見ても解る。長崎縣に捨子多きは、肥前の一隅に「斷りきかずの養子の申込」の古風の残存せるによると云はるゝも(註十)、平均すれば、上述の二府一縣には到底及ばない。以て都市に捨子の多き事を證して餘あるであらう。

徳川時代の捨子が、如何なる性質を有するかは、上述せる所により略々解つた事と思ふ。吾人はこれ

より當時の捨子が、徳川時代の社會的目的に對して、如何なる關係を有つてゐたかを簡単に説明して、本稿を終ることとする。

この問題は、徳川時代の社會の一般統制と、離して考へる事は出来ない。徳川封建社會に於ては、主從親子等の間に服從關係の一貫してゐた事は、既述した通りである。この封建社會に存した道德現象はその社會が、それ自體の爲に、成員に服從する事を要求した所のものである。徳川時代に、親の意思が尊重せられ、親の權威が社會的に認められ、或程度迄、子の處分を親に一任されたとすれば、之に反した道德、之に毀害を與へる行爲は、總て不可能であつたばかりでなく、もしそれを實行したとすれば、當時の社會は致命的な創傷を蒙つたであらう。捨子の慣習から離れる事は、徳川時代の社會に於ては變則であつたのである。親がその子供を放棄したのは、常に徳川時代の社會の存續發展と密接なる關係を保ち、その社會の必要を反映し、その社會の爲に要求せられ、強制されたのである。捨子は當時の社會の必要に應ずるものであり、その社會に歸屬せしめ得るものである。この捨子の事象と社會統制との關係は（一）家族團體の統制（二）家族團體相互間——一般社會——の統制の二に分つて考察する事が出来る。前者は、捨子をする事によつて將來にも子供の出生の可能性ある親の生存を完うし、大家族制が強く行はれた武家社會にあつて、家産に包まれた家族精神、家族團體を維持する上に、一大貢獻をなしたものとみる事を得べく、後者は、徳川時代の社會が、尙家族團體を以て、社會組織の重要な部分とし、この

部分たる家族團體が、統一され、渾一體をなしてゐたといふ事は、延いて一般社會の統制に、與つて力ありしものと考へられる。之を要するに、徳川時代の慣習としての捨子の事象は、他の之と類似せる殺兒、墮胎、勘當、義絶、久離等の事象と同様に、この時代の社會の統制に効果を及ぼし、一面より見ればそれはその社會の統制及維持存續の必要條件であつたともいひ得るであらう。そしてこの事象は、當該社會の必要に應じた機能をもつ事によつて、永續性を有するものであらう。

本稿を終るに臨んで、左に一言ことわつて置きたい。吾人の捨子の研究は、これを以て盡きたるものでは勿論なく更に研究すべき點は多々ある。本稿に於ても、まだ述べたい事はあるが、餘りに長文になるので、一先づ、こゝで擱筆し、又他日機會をみて殺兒等の研究と共に、これを公表して大方の御示教を仰ぎ度いと思ふ次第である。(一九二七、六、一五)

(註一) 社會學雜誌、第卅八號、拙稿「日本に於ける勘當義絶、及久離の研究」參照

(註二) 「歴史地理」第四十八卷、第四號、拙稿「徳川時代に於ける子おろしの研究」參照

(註三) 西澤與四作、風流今平家、(元祿十六年)五六之卷第三、

(註四) 山片蟠桃著、夢の代六ノ下三、

(註五) Durkheim, Les règles de la méthode Sociologique, 1919. p.8

(註六) 「歴史地理」第四十九卷、第三號、拙稿「慣習に關する一二の考察」二四三頁參照、

(註七) 柴田善伸著、米價記による、

(註八) 同前、近世社會經濟叢書第七卷、三〇二—三〇三頁、

(註九) 我衣鈔卷之四、靜山叢書之内、

(註十) 柳田國男著、赤子塚の話、爐邊叢書第一編六二—六五頁、

德田彦安

日本に於ける捨子の研究(德田)

(三)

五一